

株 主 各 位

福岡市博多区金の隈一丁目28番53号
株式会社 きょくとう
代表取締役社長 牧 平 直

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上、開催させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、できましたら書面により議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月30日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月31日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場 5階 501号室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
緊急事態宣言等の影響で、当日会場が使用できない場合は、同日11時より当社本社3階会議室にて開催いたします。ご出席予定の株主の皆さまは、事前に必ず当社ホームページにて会場の変更の有無を確認の上、お越しく下さい。
3. 目的事項
報告事項 第43期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.cl-kyokuto.co.jp>)に修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の断続的な発出等により、個人消費や経済活動が大きく影響を受ける中、2022年1月にはさらに感染力が強いオミクロン株の感染拡大によってまん延防止等重点措置が再度発出されるなど、依然として先行きが不透明な状況となりました。

こうした状況下、当社は徹底した効率化や固定費削減、構造改革を目的として工場、プラント、営業所の閉鎖、統合、再編、営業時間短縮等を行い、ポストコロナを見据えた体制へと変革を進めてまいりました。

店舗政策では、新規店15店をオープンし、30店をリニューアルしました。併せて店舗網の再構築を行い、商圈が重なる店舗等の統廃合を行い計73店を閉鎖し、当事業年度末の店舗数は469店となりました。

また、新たな顧客層へのアプローチや需要の掘り起こしにも積極的に取り組み、スニーカークリーニングの顧客への浸透を図り、衣類のリフォーム需要の拡大を視野に入れた戦略強化を行ったほか、今後大きな需要が見込まれるネット宅配クリーニングにも本格的に着手し、当社の新ブランドとして「Clap (クラブ)」の名称で2022年2月にスタートしました。

さらに、働き方改革にも継続的に取り組み、社内手続きの簡素化や省力化及びペーパーレス化を目的としたデジタル化や、テレワークの推進の為に職場環境の整備とシステム導入を行いました。その中でも特にダイバーシティを重点とした経営方針を具体的に実践し、女性管理職の登用や教育にも努めてまいりました。

2022年1月には「NBM2022～NBM2024」をテーマとする中期経営計画を策定し、今後の業績向上と企業価値の向上に向けた成長戦略の柱として取り組んでいます。

以上の結果、当事業年度は諸々の施策に取り組みましたが、コロナ禍による不況や外出自粛・在宅勤務等を背景とするクリーニング需要の減少の影響を強く受けた結果、売上高は45億8千万円（前期比6.2%減）となりました。

利益につきましては、工場の統廃合や不採算店舗の閉鎖、工場定休日の追加など経費節減に努めた結果、営業損失4億4千4百万円（前期は営業損失6億2千4百万円）、経常損失2億2百万円（前期は経常損失4億6百万円）、当期純損失は投資有価証券の減損処理等により6億1千4百万円（前期は当期純損失7億5千6百万円）となりました。

事業の区分別売上高

区 分	当事業年度売上高		前事業年度売上高		対前事業年度比	
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	増減額 (千円)	前事業年度 対比率 (%)
ドライクリーニング	3,331,525	72.7	3,524,634	72.1	△193,109	94.5
ランドリー	1,113,883	24.3	1,224,300	25.0	△110,417	90.9
その他の売上高	135,343	2.9	135,579	2.7	△236	99.8
合 計	4,580,751	100.0	4,884,515	100.0	△303,763	93.7

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、1億1千4百万円であり、これは年度計画に基づく店舗改装等に関わるものです。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金として、金融機関から5億円の借入れを実施しています。

(4) 対処すべき課題

当社は、2021年度に取り組むべき経営方針を掲げ、着実な成長路線を目指しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による景気の悪化に伴う消費の落ち込み、外出の自粛や在宅勤務の拡大によるビジネスウェアやおしゃれ着等のクリーニング需要の減少などコロナ禍による厳しい事業環境の影響を強く受けました。

このような事業環境の下において、当社は新たに策定した2022年度の経営方針により、引き続き構造改革を行い、安定した収益基盤の構築と企業価値の向上に取り組んでまいります。

- ①収益確保に向けての効率的運営の追求
- ②持続的成長につなげる事業領域の拡大
- ③女性管理職の育成と組織の活性化

当社は、「融和」・「変革」・「貢献」の経営理念のもと、策定した中期経営計画の実現に向けて着実に取り組んでまいります。また、コーポレートガバナンス及び内部統制を強化し、ESGとSDGsを重点とした経営を行い、株主の皆様、お客様、そして全てのステークホルダーの皆様の皆様のご期待に応えられるよう取り組んでまいります。

何卒、株主の皆様の相変わらぬご支援とご理解を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 間	第40期 2019年2月期	第41期 2020年2月期	第42期 2021年2月期	第43期(当事業年度) 2022年2月期
売 上 高	6,679,900	6,618,536	4,884,515	4,580,751
経常利益 又は経常損失 (△)	332,403	171,997	△406,715	△202,662
当期純利益 又は当期純損失 (△)	120,673	49,811	△756,563	△614,992
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	22円93銭	9円46銭	△143円79銭	116円89銭
総 資 産	4,960,080	4,913,356	4,175,886	3,814,504
純 資 産	3,631,139	3,583,348	2,709,788	2,207,984

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、事業年度中の平均自己株式数を控除した事業年度中の平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

株式会社二葉から7店舗を1千2百万円で譲受けました。

受け入れた固定資産は4百万円、発生したのれんの金額は8百万円です。

(8) 主要な事業内容

- ① クリーニング業及びクリーニング業の経営指導
- ② 紳士服、婦人服及び寝具のリフォーム
- ③ 上記に付帯する一切の業務

(9) 事業所及び工場

① 本 社 福岡市博多区金の隈一丁目28番53号

② 工 場

《福岡北部ブロック》		《福岡中部ブロック》	
中間工場	福岡県中間市	大橋工場	福岡市南区
宮田工場	福岡県宮若市	那珂川工場	福岡県那珂川市
福岡プラント	福岡県福津市	中央工場	福岡市城南区
《福岡東部ブロック》		《福岡西部ブロック》	
東部工場	福岡市東区	大手門プラント	福岡市中央区
多の津工場	福岡県糟屋郡粕屋町	西部工場	福岡市早良区
宇美工場	福岡県糟屋郡宇美町	賀茂工場	福岡市早良区
博多プラント	福岡市博多区	石丸工場	福岡市西区
《福岡南部ブロック》		伊都プラント	福岡市西区
甘木プラント	福岡市朝倉郡筑前町	《広島西ブロック》	
水城プラント	福岡県太宰府市	中広工場	広島市西区
原町プラント	福岡県春日市	八木プラント	広島市安佐南区
《佐賀ブロック》		《広島東ブロック》	
唐津プラント	佐賀県唐津市	福山プラント	広島県福山市
上峰工場	佐賀県三養基郡上峰町	三次プラント	広島県三次市
高木瀬プラント	佐賀県佐賀市	《山陰ブロック》	
小城プラント	佐賀県小城市	米子工場	鳥取県米子市
《山口ブロック》		(2021年3月1日松江工場に統合しました)	
宇部工場	山口県宇部市	松江工場	島根県松江市
防府工場	山口県防府市	出雲プラント	島根県出雲市
山口工場	山口県山口市	《神奈川ブロック》	
《兵庫ブロック》		港北工場	横浜市都筑区
久々知工場	兵庫県尼崎市	稲城プラント	東京都稲城市
西宮工場	兵庫県西宮市	《東京西ブロック》	
豊中プラント	大阪府豊中市	阿佐ヶ谷プラント	東京都杉並区
《大阪ブロック》		井草プラント	東京都練馬区
住之江工場	大阪市住之江区	和光工場	埼玉県和光市
門真工場	大阪府門真市	《東京ブロック》	
堺工場	堺市中区	西足立工場	東京都足立区
		板橋工場	東京都板橋区

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤務年数
名 186	名 △44	歳 45.3	年 12.3

(注) 上記のほか、パートタイマーの事業年度末人員は836名であり、前事業年度末に比べ144名減少しております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	672,453千円
株式会社佐賀銀行	105,018千円
株式会社十八親和銀行	40,355千円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,261,201株 (自己株式290,029株を除く) |
| ③ 株 主 数 | 11,786名 |
| ④ 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
牧 平 年 廣	1,524 ^{千株}	28.98%
きょくとう社員持株会	293	5.57
株式会社西日本シティ銀行	250	4.75
株式会社十八親和銀行	220	4.18
株式会社佐賀銀行	140	2.66
牧 平 京 子	132	2.51
ロイヤルネットワーク株式会社	100	1.90
富 沢 広 之	89	1.71
株式会社ツ－・エム化成	71	1.35
J A 三井リース九州株式会社	60	1.14

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(290,029株)を控除して計算しております。
 2. 持株数は千株未満を切捨表示し、持株比率は表示未満の端数を四捨五入しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
牧 平 年 廣	代表取締役会長	
牧 平 直	代表取締役社長	
弓 削 道 哉	常務取締役（管理本部長）	
井 上 和 美	取 締 役（業務本部長）	
安 武 浩	取 締 役（社長室長）	
斉 藤 博	取 締 役（業務本部副本部長 兼 営業開発部長）	
黒 崎 厚 子	取 締 役（生産部長）	
黒 木 月 光	取 締 役（経営改革室長）	株式会社光栄メディカル 代表取締役社長 株式会社クレシア 代表取締役社長
山 口 強 志	取 締 役（経営企画室長）	株式会社大洋 専務取締役
重 松 史 郎	取 締 役	司法書士 重松事務所 代表 社会福祉法人那珂川福祉会 理事 学校法人鎮西学院 理事長
丸 林 凡 和	常勤監査役	
中 嶋 久 夫	監 査 役	税理士 中嶋税理士事務所 代表
神 尾 康 生	監 査 役	公認会計士 税理士法人 神尾アンドパートナーズ 代表社員

- (注) 1. 取締役 重松史郎氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 丸林凡和氏、中嶋久夫氏、神尾康生氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当事業年度中の役員の変動は次の通りであります。
- (1) 2021年5月31日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、監査役岡村次男氏は退任いたしました。

(2) 2021年5月31日開催の第42期定時株主総会において、監査役丸林凡和氏が新たに選任され、就任いたしました。

3. 監査役 丸林凡和氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 中嶋久夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 神尾康生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外取締役 重松史郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 社外監査役 中嶋久夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、執行役員及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しています。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	10 名	126,936 千円	
監 査 役	4	10,694	
(うち、社外役員)	(5)	(11,894)	社外取締役 1名 社外監査役 4名
計	14	137,630	

- (注) 1. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額4,455千円（取締役10名4,321千円、監査役3名134千円）を含んでおります。
2. 当事業年度に係る報酬等は、2021年5月31日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記報酬額のほか、2021年5月31日開催の第42期定時株主総会の決議に基づき役員退職慰労金を監査役1名に対して、8,352千円支給しております。
4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の業績連動報酬はありません。

④ 取締役の個人別報酬等の決定方針

1. 基本方針

当社の取締役報酬の基本方針は、企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とし、持続的な企業価値の向上を動機づけ、株主様をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系としています。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別報酬は、固定報酬である基本報酬（月額報酬として支給）と、業績に応じて変動する業績連動報酬（賞与）で構成し、基本報酬額は、経済情勢、当社の成長力を考慮した水準とし、役割に応じて決定します。業績連動報酬については、短期業績連動報酬として、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を支給しますが、役割に応じて定める報酬構成比率により決定します。具体的な内容としては、当社の重要な指標として経常利益率8%を目標にしており、この8%を基準として経常利益率および対前年比の推移を勘案して基準に基づき決定しております。

個人別の取締役報酬は、当社役員規程に基づき、個人別のスキルマトリックスを作成の上、社長が立案し、報酬委員会の答申を受け、その役割や責務、役位に応じ、取締役会の決議により決定しております。

当事業年度の取締役報酬は、業績結果や、事業計画の達成度等をその役割、責務、役位に応じた報酬額を、各役位毎に前年報酬を一定額減額するなどした上で、報酬委員会の答申を受けた後、取締役会が決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

1994年12月27日開催の臨時株主総会において取締役報酬を年額200,000千円以内、監査役30,000千円以内とする旨を決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役は10名、監査役は1名です。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	重 松 史 郎	・当事業年度に開催した取締役会13回のうち、12回に出席し、主に法務部門の観点から議案の審議において適宜意見を述べております。
監 査 役	丸 林 凡 和	・当事業年度に開催した取締役会のうち、同氏が監査役就任後に開催した取締役会10回のうち、全てに出席し、監査役の立場から適宜発言を行っております。 ・同じく監査役就任後に開催した監査役会4回のうち、全てに出席し、監査業務に関する意見を述べております。
監 査 役	中 嶋 久 夫	・当事業年度に開催した取締役会13回のうち、全てに出席し、監査役の立場から適宜発言を行っております。 ・当事業年度に開催した監査役会6回のうち、全てに出席し、監査業務に関する意見を述べております。
監 査 役	神 尾 康 生	・当事業年度に開催した取締役会13回のうち、全てに出席し、監査役の立場から適宜発言を行っております。 ・当事業年度に開催した監査役会6回のうち、全てに出席し、監査業務に関する意見を述べております。

3. 責任限定契約に関する事項
各社外役員とは責任限定契約を締結しておりません。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額
 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 24,000千円
 2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,000千円
 - 1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 経営理念である「融和」「変革」「貢献」に基づいた「行動規範」を制定し、全取締役及び全使用人の企業活動の指針とし、法令遵守と社会倫理の遵守を徹底する。
 2. 代表取締役は、コンプライアンスの取り組みを統轄管理する責任者を任命し、全社を横断的に統轄する。
 3. 内部監査室は、コンプライアンス状況の監査を定期的実施し、取締役会に報告する。
 4. 取締役及び使用人は、法令、定款、組織規程、職務分掌規程等社内規程に基づいて業務を執行する。
 5. 取締役会は、原則毎月1回開催し、各部門の責任者は職務執行の状況を報告する。
 6. 内部監査室は、内部監査規程に従い内部監査計画を作成し、定期的に監査を実施する。内部監査の結果は、社長及び監査役に報告する。
 7. 当社は反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、不当要求や取引関係等一切の関係を持たない社内体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務の執行に係わる文書は、文書管理規程に定める保存期間、保存場所に基づいて関連資料とともに適切に保存管理する。
 2. 取締役の意思決定に係わる文書は、取締役会規程に定める付議基準に基づき、議事録を作成し、保存期間に基づき保存管理する。
 3. 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧が可能な場所、方法を文書管理規程に定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 代表取締役は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、「経理規程」「安全衛生管理規程」「リスク管理規程」を制定する。
 2. 組織の全社的なリスク管理対応は総務部が「リスク管理規程」に基づいて行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当部門が行う。
 3. 内部監査室は、各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締り報告する。
 4. 不測の事態が発生した場合は、社長を長とする対策本部を設置し、危機がおよぼす損害や影響を最小限に抑える体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役会は原則毎月1回開催し、重要な項目について意思決定を行う。その意思決定に基づき各部門長が出席する経営会議において具体的な業務遂行の協議を行い、その決定により業務を展開する。
 - 2. 組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、責任者及びその執行手続について定め、これを周知徹底することで、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - 3. 執行役員制度を導入し、業務の意思決定機能と業務執行機能を分離し、両機能の迅速化と実行力の向上をはかる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - 1. 監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くものとする。
 - 2. 監査の補助員は、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、他の業務との兼務は行わない。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
 - 2. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分等については、監査役会の承認を受けるものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1. 監査役は取締役会の他、経営会議、ブロック長会議などの重要会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、関係資料や文書を閲覧する。また必要に応じて取締役及び使用人に追加説明を求めることができるものとする。
 - 2. 取締役及び使用人は、監査役会に対して業績及び業績に重大な影響をおよぼす、またはおおよす恐れのある事項が発生した場合は、直ちに報告するものとする。また、内部監査の実施状況は遅滞なく報告するものとする。
 - 3. 重要な議事録、稟議書等は、その都度監査役に回覧する。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 内部監査室は、監査役と内部監査計画及び方法等について定期的に協議を行い、内部監査の結果や指摘事項等について情報交換を行うなど連携をはかる。
 2. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち意見の交換を行う。
 3. 監査役会は、必要に応じて弁護士、会計監査人等の専門家と会合を開催し意見交換を行う。
- ⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
1. 2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、2015年5月15日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めています。
 2. 主な会議の開催状況として取締役会は13回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保しています。
 3. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を行い情報の連携を図っております。
 4. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の内部統制監査を実施しました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績を勘案しながら、将来の事業展開や経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ株主の皆さまへの利益還元を重視し、安定した配当を継続していくことを経営の基本方針としておりますが、利益確保が困難な場合は、経営状態や市場動向を慎重に判断し配当を決定いたします。当事業年度の配当については、期末配当を1株当たり3円といたしました。2021年11月15日に実施した中間配当1株当たり3円と合わせまして、年間配当は1株当たり6円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	[757,178]	【流動負債】	[674,883]
現金及び預金	395,742	買掛金	19,630
売掛金	73,732	短期借入金	100,000
商材及び貯蔵品	18,606	一年内返済予定長期借入金	211,204
前払費用	22,323	リース債務	4,104
短期貸付金	59,513	未払金	262,959
その他の流動資産	141,414	未払費用	124
	45,845	未払法人税等	25,682
【固定資産】	[3,055,281]	未払事業所税	7,207
(有形固定資産)	(2,060,943)	未払消費税	19,854
建物	250,786	前受り	1,814
構築物	2,598	前受り	6,727
機械及び装置	5,878	前受り	2,600
車両運搬具	0	賞与引当金	9,800
工器具備品	44,264	資産除去債務	2,582
土地	1,742,633	その他の流動負債	589
リース資産	14,783	【固定負債】	[931,636]
(無形固定資産)	(44,269)	長期借入金	506,622
のれん	10,367	リース債務	12,119
商標	713	退職給付引当金	142,272
ソフトウェア	9,870	役員退職慰労引当金	125,831
電話加入権	22,936	預り保証金	49,130
その他の無形固定資産	382	資産除去債務	95,661
(投資その他の資産)	(952,112)	負債合計	1,606,520
投資有価証券	284,662	純 資 産 の 部	
出資	20	【株主資本】	[2,205,634]
長期前払費用	8,470	(資本金)	(555,092)
繰延税金資産	28,116	(資本剰余金)	(395,973)
差入保証金	421,974	資本準備金	395,907
保険積立金	42,299	その他資本剰余金	66
投資不動産	166,566	(利益剰余金)	(1,421,500)
その他の投資その他の資産	8,343	利益準備金	38,216
貸倒引当金	△8,343	その他利益剰余金	1,520,000
		別途積立金	△136,715
		繰越利益剰余金	(△166,932)
		(自己株式)	(2,350)
		【評価・換算差額等】	[2,350]
		(その他有価証券評価差額金)	(2,350)
資産合計	3,814,504	純資産合計	2,207,984
		負債及び純資産合計	3,814,504

損益計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
クリーニング売上高	4,445,408	
その他の売上高	135,343	4,580,751
売上原価		
クリーニング売上原価	1,352,575	
その他の売上原価	13,982	1,366,558
売上総利益		3,214,193
販売費及び一般管理費		3,658,790
営業外損益		444,597
受取利息及び配当金	944	
受取家賃	47,770	
雇用調整助成金	171,481	
設備利用料	13,302	
その他の営業外収益	25,952	259,452
営業外費用		
支払利息	2,728	
賃貸借契約解約損	13,948	
その他の営業外費用	840	17,518
経常損失		202,662
特別損失		
固定資産売却益	1,996	1,996
特別損失		
固定資産除却損	4,339	
固定資産売却損	605	
投資有価証券評価損	377,730	
減損	14,274	396,949
税引前当期純損失		597,616
法人税、住民税及び事業税	16,964	
法人税等調整額	411	17,376
当期純損失		614,992

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年3月1日残高	555,092	395,907	66	395,973
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2022年2月28日残高	555,092	395,907	66	395,973

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年3月1日残高	38,216	1,520,000	509,844	2,068,060	△166,918	2,852,208
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△31,567	△31,567		△31,567
当期純損失			△614,992	△614,992		△614,992
自己株式の取得					△14	△14
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	△646,560	△646,560	△14	△646,574
2022年2月28日残高	38,216	1,520,000	△136,715	1,421,500	△166,932	2,205,634

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年3月1日残高	△142,420	△142,420	2,709,788
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△31,567
当期純損失			△614,992
自己株式の取得			△14
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	144,770	144,770	144,770
事業年度中の変動額合計	144,770	144,770	△501,803
2022年2月28日残高	2,350	2,350	2,207,984

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては5年又は10年、顧客関連資産については15年で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

- | | |
|-----------------------|--|
| ③ 退職給付引当金 | 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 |
| (5) 消費税及び地方消費税の会計処理方法 | 税抜方式によっております。 |

(追加情報)

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて」

当社は、春の衣更えの最需要期に新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が続けて発出されたことの影響を受け、来店客数の減少とスーツやワイシャツなどのビジネスウェアを中心としたクリーニングの入荷が大幅に減少したことにより、売上高が大幅な減収となりました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響については、2025年2月期末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大前の売上高水準の約8割まで徐々に回復に向かうものと仮定し、固定資産の減損会計の適用及び繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が多く、将来における業績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定とは異なる可能性があります。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) ホームクリーニング事業の有形・無形固定資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ホームクリーニング事業に係る資産グループの有形・無形固定資産

有形固定資産 2,060,943千円

無形固定資産 44,269千円

減損損失 14,274千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、工場を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。ホームクリーニング事業に係る一部の資産グループについて、事業環境の変化に伴い収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断しました。これらの資産グループの減損損失の認識の判定の結果、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていない資産グループについては減損損失を14,274千円計上しましたが、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っている資産グループについては減損損失を認識しておりません。

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された2025年2月までの3ヵ年中期経営計画における売上高等に基づき算定しております。また、当該中期経営計画等は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響も考慮して策定しております。

・主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、将来の中期経営計画等の基礎となる売上高の回復率であります。売上高の回復率については、新型コロナウイルス感染症の影響の収束時期等について売上高が2025年2月末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大前の売上高水準の約8割まで徐々に回復に向かうと仮定し、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の収束時期が遅れ、売上高の回復率が見込み通りとならない場合、翌事業年度以降に減損損失が発生し、計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	64,526千円
土	地	887,194千円
合	計	951,721千円

上記資産について、一年内返済予定長期借入金211,204千円、長期借入金506,622千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,956,350千円

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

① 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

区分	内容	種類	場所
事業用資産	クリーニング工場、営業店舗	建物、土地等	埼玉県和光市、東京都稲城市、大阪府豊中市等

② 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

③ 減損損失の金額

建物	4,658千円
機械及び装置	1,320千円
工具器具備品	2,274千円
土地	3,043千円
電話加入権	543千円
長期前払費用	2,433千円
合計	14,274千円

④ 資産のグルーピングの方法

事業用資産は工場を1単位としてグルーピングしております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 5,551,230株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 290,029株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2021年2月16日 取締役会	普通株式	15,783千円	3円00銭	2021年2月28日	2021年5月17日
2021年9月16日 取締役会	普通株式	15,783千円	3円00銭	2021年8月31日	2021年11月15日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2022年2月17日 取締役会	普通株式	15,783千円	利益剰余金	3円00銭	2022年2月28日	2022年5月17日

(5) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	239,857千円
賞与引当金	2,989千円
未払事業税	2,424千円
未払事業所税	622千円
貸倒引当金	2,544千円
退職給付引当金	43,393千円
役員退職慰労引当金	38,378千円
一括償却資産損金算入限度超過額	1,726千円
資産除去債務	29,964千円
投資有価証券評価損	121,605千円
減損損失	97,032千円
資産調整勘定	24,167千円
繰延税金資産小計	604,705千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△239,857千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△334,083千円
評価性引当額小計	△573,941千円
繰延税金資産合計	30,764千円

(繰延税金負債)

資産除去債務	△2,290千円
投資有価証券評価益	△357千円
繰延税金負債合計	△2,647千円

繰延税金資産の純額	28,116千円
-----------	----------

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務及び内訳

退職給付債務	142,272千円
退職給付引当金	142,272千円

なお、退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用の内訳

勤務費用	22,901千円
------	----------

9. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

差入保証金は、主に工場、営業所の賃借によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されておりますが、適宜、賃貸人の信用状況の把握に努めております。

未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、返済期限を原則として5年以内としており、固定金利と変動金利のバランスを考慮し、金利の変動リスクの低下に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	395,742	395,742	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	272,662	272,662	—
(3) 差入保証金 (建設協力金のみ)	6,635	6,561	△73
資 産 計	675,040	674,967	△73
(1) 未払金	262,959	262,959	—
(2) 長期借入金 (※)	717,826	717,669	△156
負 債 計	980,785	980,629	△156

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については取引先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 差入保証金（建設協力金のみ）

差入保証金のうち建設協力金については、将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	12,000
差入保証金（建設協力金除く）	415,339
合 計	427,339

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「2 金融商品の時価等に関する事項」(2) 投資有価証券の表には含めておりません。

建設協力金を除く差入保証金については、償還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「2 金融商品の時価等に関する事項」(3) 差入保証金（建設協力金のみ）には含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 419円67銭

(2) 1株当たり当期純損失 116円89銭

1株当たり当期純利益の算定の基礎

損益計算書上の当期純損失 614,992千円

普通株式に係る当期純損失 614,992千円

普通株式の期中平均株式数 5,261,224株

13. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は営業所及び工場等の一部について土地又は建物所有者との間で不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しております。また、当社が所有する建物の一部で建物解体時にアスベスト除去費用が発生するため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間は10年から30年、割引率は0.00%から2.12%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	89,693千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	806千円
見積りの変更による増加額	10,706千円
時の経過による調整額	1,093千円
資産除去債務の履行による減少額	4,055千円
期末残高	98,244千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、当社が所有する建物の一部で建物解体時に発生するアスベスト除去費用について、見積書等の新たな情報を入手し、除去費用に関して見積りの変更を行っております。この見積りの変更による増加額10,706千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

14. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月26日

株式会社 きよくとう
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平岡 義則
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 博之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きよくとうの2021年3月1日から2022年2月28日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月28日

株式会社 きよこう 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	丸	林	凡	和	㊟
社外監査役	中	嶋	久	夫	㊟
社外監査役	神	尾	康	生	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>〈新設〉</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(附則)</p> <p>第1条 変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第19条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者属性		職務分掌	取締役候補者に特に期待する分野							
					経	財	営	生	法	IT	多	
1	牧平 年廣	再任			●		●	●				●
2	牧平 直	再任			●	●	●					●
3	弓削 道哉	再任		管理 (総務・経理・財務)	●	●			●	●		
4	井上 和美	再任		業務 (営業・生産・開発)	●		●	●				●
5	安武 浩	再任		社長室		●			●			●
6	斉藤 博	再任		業務 (営業・生産・開発)			●	●		●		
7	黒崎 厚子	再任		生産・機械			●	●				●
8	村上 忍	新任		業務 (営業・生産)			●	●				●
9	重松 史郎	再任	社外 独立						●			●

経＝企業経営 財＝財務/ファイナンス/M&A 営＝営業/マーケティング
 生＝生産/技術/工場運営 法＝法務/リスクマネジメント IT＝IT/デジタル
 多＝多様性

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> マキ ヒラ トシ ヒロ 牧 平 年 廣 (1933年9月10日生)	1964年6月 福岡ベビーランドリー企業組合 設立 1978年3月 社名を有限会社極東化学ドライとし 代表取締役社長就任 1980年7月 社名を株式会社さよくとうとし 代表取締役社長就任 2017年3月 代表取締役会長兼社長就任 2019年3月 代表取締役会長就任 (現任)	1,524,600株
【選任理由】 牧平年廣氏は、当社創業者であり、2019年2月まで当社代表取締役社長としてその強力なリーダーシップとマーケットのニーズを掴む発想力で当社を牽引してまいりました。代表取締役会長就任後も業務執行に助言を行うなど重要な役割を果たしており、その経験と知識は当社の経営に欠くべからざる人物と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> マキ ヒラ スノオ 牧 平 直 (1959年7月24日生)	1987年2月 当社入社 1997年3月 当社子会社である株式会社ビッグペリージャパン取締役就任 1999年10月 同社を吸収合併により県南地区スーパーバイザー就任 2007年5月 取締役開発企画部長就任 2010年3月 取締役統轄本部長兼開発企画部長就任 2014年5月 取締役営業開発部長就任 2015年3月 取締役副社長就任 2016年3月 取締役副社長就任 [関東地区担当] 2018年3月 取締役副社長就任 2019年3月 代表取締役社長就任 (現任)	45,800株
【選任理由】 牧平直氏は、当社子会社の経営を担当するなど経営に関する深い見識をもち、生産・営業・企画など社内のキャリアも豊富です。2019年の社長就任後も大胆な改革を断行し、現在も続くコロナ禍においても非常に難しい経営合理化に成果を上げており、同氏は当社の経営に必要な不可欠な人物と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	再任 弓削道哉 (1958年12月11日生)	1977年9月 福岡県警察 拝命 1988年9月 株式会社トキワ運輸入社 1994年8月 当社入社 1997年11月 業務管理部長就任 2000年5月 取締役業務本部長就任 2005年3月 取締役九州地区本部長兼業務部長就任 2010年3月 取締役統轄本部部長就任 2014年5月 取締役業務本部長兼関西地区部長就任 2015年3月 常務取締役業務本部長兼関西地区部長就任 2019年3月 常務取締役管理本部長就任 (現任)	1,000株
	【選任理由】 弓削道哉氏は、管理部門統括として、管理部門の省力化やペーパーレス、電子化を推進しました。また、営業部門の統括経験も豊富であり、生産や営業の現場のニーズに沿った管理部門の強化やIT化の推進に必要な不可欠な人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	再任 井上和美 (1964年3月28日生)	1985年1月 当社入社 1987年3月 七隈工場工場長就任 1995年3月 生産課長就任 1998年9月 業務本部長就任 2011年3月 執行役員九州本部地区部長就任 2012年5月 取締役九州本部地区部長就任 2013年3月 取締役九州本部地区部長兼関西地区部長就任 2014年3月 取締役九州本部地区部長兼生産部長就任 2015年3月 取締役業務本部副本部長兼九州西南地区部長兼生産部長就任 2017年3月 取締役業務本部副本部長就任 (中国地区担当) 2018年3月 取締役業務本部副本部長就任 2018年10月 取締役業務本部長就任 (現任)	12,800株
	【選任理由】 井上和美氏は、当社の生産や営業の経験が豊富であり、当社の事業の根幹である工場及び店舗の運営に深い見識を持っています。今後大胆な変革が必要なクリーニング業の営業において重要かつ新しい考え方の導入が期待できる人物であり、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	再任 安 武 浩 (1957年5月31日生)	1992年5月 株式会社西日本銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行 2011年2月 株式会社亀の井ホテル（現 株式会社アメイズ）取締役社長室長就任 2012年11月 当社入社 営業本部次長就任 2013年3月 業務本部次長就任 2013年5月 執行役員社長室長就任 2015年3月 執行役員社長室長兼九州中地区地区部長就任 2016年3月 執行役員社長室長就任 2016年5月 取締役管理本部長就任 2019年3月 取締役社長室長就任（現任）	4,200株
	【選任理由】 安武 浩氏は、2021年度は社長室長として、社長の経営構想実現に大きな貢献がありました。また、金融機関での経験も長く、他社において社長室長を経験するなど、今後の変革に大きな役割を果たせる人物と判断しており、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	再任 サイ トウ ヒロシ 斉 藤 博 (1961年8月1日生)	1984年4月 当社入社 1994年9月 福岡西地区本部長就任 1998年5月 取締役山口地区本部長就任 1999年5月 取締役中国地区統括本部長就任 2005年3月 取締役中国地区本部長就任 2012年6月 執行役員中国地区副部長就任 2016年3月 執行役員営業開発部付部長就任 2017年3月 執行役員営業開発部付部長兼九州県南地区部長就任 2017年5月 取締役営業開発部付部長兼九州県南地区部長就任 2018年3月 取締役営業開発部付部長就任〔関西地区担当〕 2019年3月 取締役業務本部副本部長兼営業開発部長就任（現任）	12,000株
	【選任理由】 斉藤 博氏は、当社入社後業務関連の要職を歴任し、2021年度は業務部門の統括を補佐し、店舗開発においても経費削減等、大きな成果をあげました。今後も業務部門の強化に向けて、必要な人物と判断しており、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 黒崎厚子 <small>クサキ アツコ</small> (1963年10月2日生)	1982年8月 当社入社 2002年6月 営業指導課 2010年3月 中国地区リーダー就任 2010年5月 中国地区スーパーバイザー就任 2013年5月 執行役員中国地区スーパーバイザー就任 2014年3月 執行役員中国地区副部長就任 2015年3月 執行役員中国東地区部長就任 2015年5月 取締役中国東地区部長就任 2017年5月 執行役員生産部長就任 2019年5月 取締役生産部長就任 (現任)	5,700株
【選任理由】 黒崎厚子氏は、当社の生産や営業の経験が豊富であり、2021年度は工場運営に不可欠な生産面や人材育成面で大きな成果を上げました。また、同氏は当社のダイバーシティ経営における役割も期待され、特に女性活躍の推進の中心として期待されるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 村上忍 <small>ムラカミ シノブ</small> (1959年2月14日生)	1978年4月 東洋製缶株式会社入社 1980年2月 当社入社 1996年3月 広島地区本部長就任 1999年5月 福岡東部地区スーパーバイザー就任 2004年5月 執行役員福岡南部地区スーパーバイザー就任 2007年3月 執行役員九州地区副本部長就任 2007年5月 取締役九州地区副本部長就任 2007年9月 取締役第二九州地区本部長就任 2012年6月 執行役員九州本部地区地区副部長就任 2014年11月 執行役員九州中地区地区部長就任 2021年3月 執行役員業務本部付部長就任 (現任)	21,300株
【選任理由】 村上忍氏は、当社入社後業務関連の要職を歴任し、2021年度からは業務本部付部長としてコロナ禍の中、組織改革や業務推進にあたり、大きな成果を上げました。その経験と深い見識から、今後のクリーニングの営業や新しい事業の導入についても必要な人物と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当、 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> シンガ マツ シロウ 重 松 史 郎 (1947年12月1日生)	1979年11月 司法書士国家試験合格 1980年3月 日本司法学院講師就任 1987年11月 司法書士 重松事務所開設 代表就任 (現任) 1994年4月 学校法人実教学園 理事就任 2017年6月 社会福祉法人那珂川福祉会 理事就任 (現任) 2018年6月 学校法人鎮西学院 理事就任 2019年5月 当社 取締役就任 (現任) 2022年2月 学校法人鎮西学院 理事長就任 (現任)	10,000株
【選任理由及び期待される役割】 重松史郎氏は、司法書士として法務部門の豊富な見識と学校法人理事としての経営経験を活かし、当社経営において重要な助言をいただいております。今後の当社のガバナンス強化と適切な企業経営を維持していくために必要な人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 重松史郎氏が代表である司法書士重松事務所と当社の間には、登記業務委託取引があります。
2. 候補者 重松史郎氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
3. 候補者 村上忍氏は新任の取締役候補者です。
4. 候補者 重松史郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。また同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社は取締役、執行役員及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）なお、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となります。当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しています。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年5月22日開催の第39期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役竹原央裕氏の選任の効力が本総会開始の時までとなっております。つきましては改めて法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>タケ ハラ テル ヒロ</small> 竹原 央 裕 (1935年11月14日生)	1954年4月 株式会社西日本相互銀行 (現 株式会社西日本シティ銀行) 入行 1982年10月 同行経理部次長 1990年1月 同行総合企画部副部長 1996年1月 当社入社 1996年5月 常勤監査役就任 2005年5月 常勤監査役退任 2009年5月 補欠監査役就任 (現任)	0株
【選任理由】 竹原央裕氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由は、金融機関での経験も長く、当社での常勤監査役の経験もあることから、専門的な知識や経営全般に関する高い見識を有しており、これらの専門知識と知見により、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

(注) 竹原央裕氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される黒木月光氏・山口強志氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の役員退職慰労金規程により、最終月額報酬、在職年数等を勘案し、一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するもので、相当であると判断しております。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次の通りです。

氏 名	略 歴
黒 木 月 光 クロ キ ツキ ミツ	2015年5月 当社取締役経営改革室長就任（現任）
山 口 強 志 ヤマ グチ ツヨ シ	2017年5月 当社取締役就任 2019年5月 取締役経営企画室長就任（現任）

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場 : 福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場 5階 501号室



(交通のご案内)

- ・博多駅方面より (西鉄バス)
 - (乗車) 博多駅センタービル前より中央埠頭行き (88番)
 - (下車) 国際会議場・サンパレス前 徒歩すぐ
 - (乗車) 博多駅センタービル前より博多埠頭行き (99番)
 - (下車) 国際センター・サンパレス前 徒歩すぐ
- ・天神方面より (西鉄バス)
 - (乗車) 天神ソラリアステージ前 中央埠頭行き (80番)
 - (下車) 国際会議場・サンパレス前 徒歩すぐ